令和２年10月１日付け公示６（建設工事）の(1)に掲げる客観的事項（共通事項）の項目及び(2)に掲げる主観的事項（特別事項）の項目を確認した上で特定ＪＶとしての資格があると認定する。

(1)　特定ＪＶの構成　特定ＪＶの構成は、次の条件を満たす者２社または３社の組合せとする。

(a)　近畿地方整備局における令和３・４年度一般競争（指名競争）参加資格「建築工事」の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、近畿地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）。

(b)　近畿地方整備局における令和３・４年度一般競争（指名競争）参加資格「建築工事」の認定の際に、客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、特定ＪＶの代表者においては、1,200点以上であること（上記(a)の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上であること。）。

また、特定ＪＶのその他の構成員においては、経営事項業課点数が1,100点以上であること（上記(a)の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,100点以上であること。）。

(c)　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(a)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

(d)　当該競争参加資格に係る申請の期限の日から認定を行う日までの期間に、近畿地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

(e)　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。

(2)　構成員の技術的要件等　特定ＪＶの構成員は、次の要件を満たすものとする。

(a)　特定ＪＶの代表者は、平成18年度以降に元請として完成し、引き渡しが完了した下記１）から４）までの要件をすべて満たす工事（発注者は問わない。民間実績も可とする。）の施工実績を有すること（甲型共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のもの、乙型共同企業体構成員としての実績は、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事のものに限る。また、事業協同組合構成員の実績は認められない。）。

１）建物用途　建築物（戸建て住宅、車庫及び倉庫を除く）

２）構造　木造

３）高さ　建築物の高さが13m又は軒の高さ９mを超えるもの

４）工事内容　新築（復原あるいは復元によるものを含む）、増築、移築又は大規模の修繕

ただし、上記１）から４）まではすべて同一工事かつ同一建築物の実績であること。また、２）については主要な構造とし、一部のみが当該構造種別である場合は実績とは認めない。

なお、特定ＪＶにおけるその他の構成員は、平成18年以降に元請として完成し、引き渡しが完了した下記５）から７）までの要件をすべて満たす工事（発注者は問わない。民間実績も可とする。）の施工実績を有すること（甲型共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のもの、乙型共同企業体構成員としての実績は、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事のものに限る。また、事業協同組合構成員の実績は認められない。）。

５）建物用途　建築物（戸建て住宅、車庫及び倉庫を除く）

６）構造　木造

７）工事内容　新築（復原あるいは復元によるものを含む）、増築、移築又は大規模の修繕

ただし、上記５）から７）まではすべて同一工事かつ同一建築物の実績であること。また、６）については主要な構造とし、一部のみが当該構造種別である場合は実績としては認めない。

なお、上記１）から７）までの施工実績が国土交通省が発注した工事のうち、入札説明書に係る実績である場合にあっては、工事成績評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

また、申請書の提出までに完成し、引き渡しが完了する予定であった工事が「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の一時中止措置等について」（以下「通知」という。）に基づく一時中止等を行ったことにより、申請書の提出までに完成し、引き渡しが完了していない場合においても実績として認める。ただし、通知に基づく一時中止等以降、新たな理由により工期を延期した場合、工事の完成、引き渡しの完了まで実績として認めない。

(b)　特定ＪＶの構成員は、それぞれ建設業法（昭和24年法律第100号）の「建築工事業」につき、許可を有しての営業年数が５年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。

(c)　特定ＪＶの構成員は、それぞれ建設業法の「建築工事業」に係る監理技術者又は主任技術者を当該工事に専任で配置できること。

(3)　出資比率要件　特定ＪＶの構成員は、30％以上の出資比率であるものとする。

(4)　代表者要件　特定ＪＶの代表者は、構成員の中で最大の施工能力を有する者であって、その出資比率が構成員中最大であるものとする。

(5)　特定ＪＶの協定　特定ＪＶの協定書は、「建設工事共同企業体の事務取扱いについて」（昭和53年11月１日付け建設省計振発第69号）の別添「建設工事共同企業体の事務取扱いについて（回答）」（昭和53年11月１日付け建設省茨計振第771号）の別紙に示された「特定建設工事共同企業体協定書（甲）」によるものとする。

８　一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む特定ＪＶの取扱い

上記７(1)(a)の認定（上記７(1)(a)の再認定を含む。以下同じ。）を受けていない者を構成員に含む特定ＪＶも上記５及び６により申請をすることができる。この場合において、特定ＪＶとしての資格が認定されるためには、上記７(1)(a)の認定を受けていない構成員は、開札の時までに上記７(1)(a)の認定を受けることが必要である。また、この場合において、当該工事に係る開札の時までに特定ＪＶとしての資格の審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

なお、この場合において、上記７(1)(a)の認定を受けていない構成員が当該工事に係る開札の時までに上記７(1)(a)の認定を受けていないとき又は上記７(1)(a)の一般競争（指名競争）参加資格がないとの認定（上記７(1)(a)の近畿地方整備局長が別に定める手続きにおける一般競争（指名競争）参加資格がないとの認定を含む。）を受けているときは、特定ＪＶとしての資格がないと認定する。

９　資格審査結果の通知

「一般競争参加資格認定通知書」により通知する。

10　資格の有効期間

特定ＪＶとしての資格の認定の日から当該工事の完成する日までとする。ただし、当該工事に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該工事に係る契約が締結される日までとする。

11　その他

(1)　特定ＪＶの名称は、「平城宮跡歴史公園第一次大極殿院東楼復原整備工事○○・○○特定建設工事共同企業体」とする。

(2)　当該工事に係る競争に特定ＪＶとして参加するためには、開札の時において、特定ＪＶとしての資格の認定を受け、かつ、当該工事の「入札公告（建設工事）」（令和３年９月14日）に示すところにより競争参加資格の確認を受けていなければならない。